（カード代替電磁的記録の失効事由等）

第三十九条の十一　法第十八条の三第一項に規定するプログラムが有する機能の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事由に該当するとき。

一　次のイ又はロに掲げる法第十八条の三第一項に規定するプログラムが有する機能の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事由に該当するとき。

イ　第三十九条の二十二第五号イに規定する機能　発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、その旨の通知が機構に到達したとき。ただし、当該場合において、第三十九条の二十二第四号の規定に基づき当該カード代替電磁的記録を送信することができる状態が継続するときは、当該状態が終了したとき。

ロ　第三十九条の二十二第五号ロに規定する機能　発行されたカード代替電磁的記録のうち、送信された当該カード代替電磁的記録に代わる新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知が機構に到達したとき。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、第三十九条の二十二第四号の規定に基づき当該カード代替電磁的記録を送信することができる状態が継続するときは、当該状態が終了したとき。

［二・三　略］

［2・3　略］

（法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準）

第三十九条の二十二　法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一　略］

二　カード代替電磁的記録利用者がカード代替電磁的記録を送信するに際して、カード代替記録事項に係る電磁的記録及びカード代替記録乱数符号に対し、カード代替電磁的記録利用者符号を用いて電子署名を行う機能を有するものであること。

［三　略］

四　過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者からの送信の求めに対して、当該過去に送信を行ったカード代替電磁的記録を送信しなければ、当該送信の求めに対し、速やかに送信することができない状況にある場合を除き、過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対しては、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能を有するものであること。

五　機構に対する通知を送信する機能として次のいずれかの機能を有するものであること。

イ　発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合には、機構に対してその旨の通知を送信する機能

ロ　発行されたカード代替電磁的記録のうち、送信された当該カード代替電磁的記録の数を確認し、機構に対し、直ちに当該カード代替電磁的記録に代わる新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知を送信する機能

六　前号ロに規定する機能を有する場合は、機構がカード代替電磁的記録の有効期間が満了したことを把握するための機能を有するものであること。

七　［略］

八　［略］

（カード代替電磁的記録の失効事由等）

第三十九条の十一　［同上］

一　発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信したとき。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、カード代替電磁的記録を送信した相手方に当該カード代替電磁的記録を送信することができる状態が継続するときは、当該カード代替電磁的記録を送信した相手方以外の者から新たにカード代替電磁的記録の送信を求められたとき。

［新設］

［新設］

［二・三　同上］

［2・3　同上］

（法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準）

第三十九条の二十二　［同上］

［一　同上］

二　カード代替電磁的記録利用者がカード代替電磁的記録を送信するに際して、カード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号に対し、カード代替電磁的記録利用者符号を用いて電子署名を行う機能を有するものであること。

［三　同上］

四　過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対しては、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能を有するものであること。

五　過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対するカード代替電磁的記録の送信を行うことができなくなった場合には、機構に対してその旨の通知を送信する機能を有するものであること。

［新設］

［新設］

［新設］

六　［同上］

七　［同上］